

# 平成24年策定の「政策提言」を見直し まちが良くなることで企業が伸びる — 地域経済の活性化に向けて —

平成24年6月に初めて策定した政策提言「夢の広がる“まいづる”に（提言）」について、このほど見直しに着手。平成31（2019）年中の完成を目途に準備を進めていく予定です。

舞鶴商工会議所の最大のミッションは、地域が良くなるために行政等へ建議や提言を行うことです。

現在、政策提言委員会（委員長＝植本浩明・上杉教育機器(株)代表取締役社長）を中心に、将来の舞鶴が目指すべき方向を見据えた具体的な政策提言を行うため、

内容の検討を進めています。

昨年11月から9月末までに4回の同委員会を開催し、港湾関係や観光など全7分野25項目の検証を進める一方、去る8月には正副会頭との諸調整の中で、新たな政策提言に向けた方向性について議論を深めました。

今後は、他の委員会との意見交換などを通じ、全会員の英知を結集した、舞鶴商工会議所にふさわしい提言としてまとめたいと考えています。会員の皆様のご理解とご協力をお願いします。



平成24年に作成した意見要望書

## 政策提言委員会(10月1日現在)

役職	氏名	事業所・役職名
委員長	植本浩明	上杉教育機器(株)・代表取締役社長
副委員長	大石昌徳	関西電力(株)舞鶴事業所・所長
委員	塩見邦夫	(株)シオミ・代表取締役社長
〃	菅野 聡	日立造船(株)舞鶴工場・工場長兼環境安全部長
〃	安原良一	京栄電材(株)・代表取締役

※なお、副委員長については、去る6月26日に前任の中西義博氏から大石昌徳氏に代わりしました。

## 京都府最低賃金が時間額882円に ～10月1日から発効～

26円引き上げ

10月1日から京都府最低賃金が引き上げられました。時間額が26円引き上げられ、882円になっています。

京都府最低賃金（地域別最低賃金）は、産業や職種に関わりなく、府内の全ての使用者と労働者に適用され、労働者の年齢や性別、雇用形態（常用・臨時・パート・アルバイト等）、支払い形態（月給・日給・時間給）などは問われません。

なお、特定の産業については、京都府最低賃金よりも高い金額で、「特定（産業別）最低賃金」として定められている場合（適用除外になる労働者も）があります。また、このうち一部の業種では、別表のとおり10月1日から最低賃金に変更になり

ました。詳しい内容や最新情報は、京都労働局のホームページでご確認ください。

### 京都府特定（産業別）最低賃金の一部

各種商品小売業 ※衣食住にわたる商品を一括して 一事業場で小売りする事業所	(平成30年10月1日から)	<b>882円</b>
	(平成30年9月30日まで)	<b>860円</b>
自動車(新車)小売業 ※自動車(新車)小売業のうち、 自動車メーカー(販売子会社及 び日本法人を含む)と新車販売 契約を結んでいるディーラー	(平成30年10月1日から)	<b>882円</b>
	(平成30年9月30日まで)	<b>860円</b>

<10月1日現在>